

消費税インボイス制度がはじまります

1. 課税事業者と免税事業者

課税事業者とは、前々年の課税売上高※1 が 1,000 万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高※2 が 1,000 万円以下の事業者です。

※ 1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

※ 2 前々年の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

■ 農家が課税事業者の場合



■ 農家が免税事業者の場合



2. インボイス制度とは？

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

■ 販売時・仕入時の対応

| 事業者区分 | 販売時の対応 (証憑の発行) | 仕入時の対応 (仕入税額控除) | |
|----------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------|
| | | 本則課税 | 簡易課税 |
| 適格請求書 発行事業者 | 課税事業者である買い手からの求めに応じインボイスの発行が義務化※ | 売り手から発行されたインボイスを基に計算※ | 現行通り (インボイス不要) |
| 課税事業者 免税事業者 | 現行通り (インボイスの発行不可) | - | - |

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります

適格請求書の記載例

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T12345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

| 日付 | 品名 | 金額 |
|-------|----------|-------------|
| 11/1 | 魚 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 ※ | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 |
| ... | ... | ... |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |

適用税率及び消費税額等の記載 ※ 軽減税率対象

※国税庁作成資料より

インセンティブ買入制度共励会表彰者の皆様



12月21日(水)農協会館にて、インセンティブ買入制度共励会の表彰式が行われました。

管内の日本晴・省農薬栽培あきさかり・特別栽培コシヒカリ生産者で共励会の対象者140名の中より、日本晴・省農薬栽培あきさかりの収量と品質、特別栽培コシヒカリの品質と食味の優秀者を表彰しました。受賞者は次の方々です。

| 賞 | | 地区 | 部門名 | 氏名 |
|------|---------------|-----|----------------------|--------------|
| 最優秀賞 | 越前たけふ農業協同組合長賞 | 大虫 | 日本晴・省農薬あきさかり部門共通 | 大久保農園(株)様 |
| 優秀賞 | 越前市長賞 | 国高 | 特裁コシヒカリ部門 | (株)ファーム高木様 |
| | 南越前町長賞 | 南条 | 日本晴部門 | 植村 功吉様 |
| | 丹南農林総合事務所長賞 | 北日野 | 省農薬あきさかり・特裁コシヒカリ部門共通 | 大屋ファクト(株)様 |
| 優良賞 | 福井県農業共済組合長賞 | 吉野 | 省農薬あきさかり部門 | 藤田 武市様 |
| | 越前市農業再生協議会長賞 | 北日野 | 日本晴部門 | (農)岩内稲作組合同様 |
| | 南越前町農業再生協議会長賞 | 南条 | 特裁コシヒカリ部門 | 林 美恵子様 |
| 特別賞 | 越前たけふ農業協同組合長賞 | 吉野 | 日本晴・特裁コシヒカリ部門共通 | (農)ファームはぐり様 |
| | | 北日野 | 日本晴部門 | 小野谷町集落営農組合同様 |

国の肥料価格高騰対策事業の申請に向けて

国の肥料価格高騰対策のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、「肥料価格高騰対策事業」(国事業)において、化学肥料の価格に向けて取り組む農業者の負担の軽減を支援します。

支援の対象となる肥料

今回の申請は、令和4年6月～12月末までに購入・予約した肥料が対象です。

※肥料法で登録・届出された肥料であれば、全て支援対象になります。
※必要以上の量の買い(買いため)は支援対象外となります。

参加農業者の要件

支援を受ける農業者は、①、②が要件になります。

①農産物の販売実績があること
②化学肥料を2割削減する取組(メニューから選択)を行うこと

支援額

支援額は、肥料購入費から以下の算定式で決まります。

$$\text{支援金} = \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{前年度(前年)} \times \text{削減率(0.9)}} \right) \times 0.7$$

※申請時点では、価格上昇率が決定されていないため、支援予定額は未確定です。
例に、本年秋期の価格上昇率(1.4)を当てはめた場合、肥料購入費が約1,000円の場合、支援金額は14,444円となります。

申請方法

●取組実施者(JAや肥料販売業者等)を通じて、申請してください。
※なお、申請時期は取組実施者にお問い合わせください。

申請に必要なもの

① 化学肥料削減計画書(様式あり、化学肥料削減の取組メニュー等を記載)
② レシートまたは請求書等(肥料の種類、数量、購入費の記載が必要)
③ 注文書等(令和4年6月～12月に注文したことがわかるもの)
④ 削減希望の口座情報(通帳の写し等、取組実施者によっては不要。)
⑤ 取組実施者が別途必要とする書類

肥料コスト上昇分の一部を支援する、国の肥料価格高騰対策事業の申請がはじまります。前年度から増加した肥料費について、上昇分の7割程度を支援金として交付するもので、JA等がグループで申請する事となっています。

令和4年6月～12月末までに購入・予約注文した肥料が対象となります。当JAでは、本事業申請の対象とするため、既に肥料の予約注文書を配布しています。注文書提出をお忘れの方は至急ご提出をお願いします。

※農薬については、例年どおり2月に予約注文書を配布します。

【スケジュール】

令和5年1月中下旬・・・申請書送付
令和5年2月・・・申請書提出

2023年度 水稲園芸肥料 予約注文書

□ JA越前たけふグループの肥料高騰対策について □

化学肥料の国際価格が大幅に上昇したこと、肥料価格が高騰し、全国基準総額(オール15)で前年同期比71.3%の上昇が起きています。このような中、JA越前たけふグループでは独自に水稲一発肥料等の重点品を平均17.9%の値上げに加え、農薬経費のコスト低減を支援します。

■ 肥料価格高騰対策のご案内 ■

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のための化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の負担の軽減を助成する国庫事業が施行されます。前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付するもので、2022年12月末迄に予約購入した肥料がその対象です。農協等がグループで申請することになっていますので、今回定例にご注文ください。

農、国のみどりの食料システム戦略において、化学農業や化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積拡大に向けた技術革新が進められていますが、JA越前たけふでは従来より特別栽培米等の高品質取組(インセンティブ買入制度)を実施しています。

国産化学肥料とJA産品自給率推移

| 年度 | 国産化学肥料(%) | JA産品自給率(%) |
|--------|-----------|------------|
| 2021年度 | 100 | 100 |
| 2022年度 | 100 | 100 |
| 2023年度 | 100 | 100 |

2023年度 水稲園芸肥料 予約注文書の取扱い

| 引取場所 | 引取期間 |
|-----------|------------------------|
| 池ノ上総合センター | 2023年 3月6日(月)～3月26日(日) |
| 水稲関係 | 2023年 3月6日(月)～4月16日(日) |

申込期限: 2022年 12月26日(月) 提出先: 各支店、営農指導員まで

JA越前たけふ(株)コープたけふ
本部・本部代
〒910-0001 福井県福井市 0778-21-2513
本誌掲載のJAロゴマーク等